

# 物 品 購 入 契 約 書

## 1. 契約事項

（1）物品名

（2）規 格

（3）数 量

## 2. 納入場所

## 3. 納入期限

## 4. 契約金額

金

円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金

円

ただし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により消費税等額に変動が生じた場合は、契約金額に改正等に伴う相当額を加減して支払う。

## 5. 契約保証金 免除

## 6. 契約代金の支払方法 物品納入後一括払

上記契約事項については、潮来市長 原 浩道 を甲とし 乙として次の条項によって契約を締結する。

第1条 物品が頭書の規格及び品質に相違すると認められるとき、又は期限内に指定の場所にその数量を納入しないときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合においては、損害賠償の請求等はできない。

第2条 前条に該当する場合は、一部において契約どおり履行済のものがあり甲がそれを引き取ったときは甲は乙に対し、その数量に相当する代金を支払うものとする。

第3条 第1条の場合、頭書の規格及び品質に相当する物品を甲が引き取ったときは

甲はそれに見合う額を違約金として乙から徴収する。

第4条 乙の責により納入期限内に頭書の物品を指定の場所に納入しないときは甲は納入期限の翌日から起算してその経過日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率で計算した額を遅延利息として徴収する。ただし、部分払をした場合にあっては、残余の契約金額を算定基準とする。

第5条 乙が第3条の違約金と第4条の遅延利息を指定期限内に納付しないときは、甲は契約代金支払の際にそれに相当する額を差引くものとする。

第6条 契約が履行され、その物品等が引渡されたのち、乙の請求に基づいて甲は契約金を支払うと同時に契約保証金を還付する。

第7条 契約履行後であっても、材料もしくは技術上の欠陥、あるいは瑕疵等が発見された場合は、乙は無償でこれを取替え又は補修するものとする。

第8条 この契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定めることとする。  
上記契約の証として本契約書を2通作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上各自1通を所持する。

年 月 日

甲 茨城県潮来市辻626番地  
潮来市長 原 浩道 印

乙 (住 所)  
(事業所名)  
(氏 名) 印